

令和6年度
第1回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年4月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第1回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和6年4月16日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和6年4月25日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和6年 4月25日 13時00分			議 長	立 柳 優
	閉 会	令和6年 4月25日 13時41分			議 長	立 柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 13名 欠 席 6名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	竹 田 憲 治	○	11	中 村 一 彦	▲
	2	田 村 昭 雄	○	12	竹 田 和 夫	○
	3	阿 部 正 光	○	13	工 藤 嘉 充	○
	4	菊 田 健 生	▲	14	古 川 美枝子	○
	5	熊 澤 威 人	○	15	向久保 勉	▲
	6	小山田 和 義	○	16	山 本 範 夫	○
	7	國 司 功	○	17	大 森 直 子	▲
	8	松 村 勝 彦	▲	18	三 浦 美恵子	○
	9	吉 田 晃	○	19	立 柳 優	○
	10	高 橋 栄 光	▲			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 12 番	竹 田 和 夫	議席番号 13 番	工 藤 嘉 充
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	工 藤 紀 之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 査		
	農地調整係主任	畑 肇		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」
（礼）
（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号4番菊田健生委員、所用のため、議席番号8番松村勝彦委員、体調不良のため、議席番号10番高橋栄光委員、所用のため、議席番号11番中村一彦委員、所用のため、議席番号15番向久保勉委員、所用のため、議席番号17番大森直子委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中13名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。
会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第1回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中13名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、12番 竹田和夫 委員、13番 工藤嘉充 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第1回運営委員会及び第2回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。
第1回運営委員会報告をいたします。
次第のとおり5項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。
始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。
次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 6 年 4 月以降の主な会議 行事等日程について。

2 項目め。令和 6 年度第 1 回総会について。

3 項目め。令和 6 年度農業委員会事務局職員体制について。

4 項目め。令和 6 年度主要事業概要及び農業委員会予算について。

5 項目め。令和 5 年度荒廃農地調査結果について。

以上、5 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、5 月 10 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。八幡平市農業委員会交際費の支出基準等に関する内規の改正について
内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりました。

3 項目め。令和 6 年度「農地の日」の取り組みについて
内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

4 項目め。農業委員・農地利用最適化推進委員の公用請求について
内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりました。

以上、4 項目について協議を行いました。改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より、2 項目めから 4 項目めの説明を行う事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員から 1 件の意見と 1 件の質問が出され、運営委員と事務局の間で情報交換が行われました。

次に事務局から 1 件の情報提供を行いました。

続きまして、6 農業委員・推進委員改選の取り組みについてとなります。

1 項目め。応募状況の報告 途中経過 及び対策についてとなります。

運営委員会の前日まで受け付けた、募集状況の説明を行いました。

2 項目め。各地区調査会における募集に向けた取り組み状況について 情報交換 となります。
各地区長等より出された発言内容を記載しておりますので、ご確認をお願いします。
そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 6 年度第 1 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 6 年 4 月 25 日 運営委員長 会長 立柳優。

次のページとなります。

続きまして、第 2 回運営委員会報告を致します。・・・

次第のとおり 1 項目の報告、並びに 2 項目の協議を行いました。

始めに報告となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。農業委員・推進委員候補者の募集結果についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。推進委員の再募集についてとなります。内容について協議を行い、12 ページの上側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

2 項目め。その他となります。内容を記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員から 1 件の質問が出され、運営委員と事務局の間で意見交換が行われました。

次に事務局から 1 件の確認が行われました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 6 年度第 2 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 6 年 4 月 25 日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第 1 回運営委員会及び第 2 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 13 ページをご覧ください。

令和 6 年 3 月 25 日から令和 6 年 4 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番から、かた括弧 7 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 8 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 4 月 15 日の月曜日でございます、6 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の 7 番委員國司功委員、農業委員の 8 番委員松村勝彦委員、推進委員の西根南地区の 4 番委員工藤廣導委員、推進委員の西根北地区の 4 番委員中村政宏委員、推進委員の松尾地区の 2 番委員高橋和夫委員の 5 名でございます。

また、事務局からは工藤事務局長と恩賀主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和 6 年 3 月 16 日から令和 6 年 4 月 15 日までの間で、あっせんの申出は 10 件となっております。該当委員の封筒の中に資料が同封されております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 4 件となっております。

申請番号 1：新田 112-1、畑、1,606 平方メートルを含む 10 筆 17,040 平方メートルです。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻とそばを作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 2：平笠第 10 地割 8-2、田、161 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 3：平館第 30 地割 133、畑、747 平方メートルを含む 2 筆 2,706 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 4：折壁 6-6、畑、351 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請筆別明細は 3 ページのとおりです。

併せて、関係資料の 1 ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号7番 國司功 委員にお願いします。

7番（國司委員）

7番 國司功です。

申請番号1番ですが、位置は、JR 赤坂田駅から北東へ約1.7km以内に点在しています。現況は、田及び畑は、稲、そば、りんどうの刈取り後の状態でした。

申請番号2番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約700mの地点です。現況は、田は保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、平館高等学校から東へ約1.5km以内の地点です。現況は、畑は保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、JR 田山駅から北西へ約600mの地点です。現況は、野菜が作付けされていました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

申請番号1：大更第24地割42、田、2,249平方メートルです。申請人は、水稻と野菜を主として、69,957平方メートルを耕作しており、取得した場合、水稻を作付予定です。営農状況は、トラクター、トラックを所有し、農業従事人数は2名、従事日数は200日とことから効率的に経営すると見込まれます。

併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号7番 國司功 委員にお願いいたします。

7番（國司委員）

7番の國司功です。

申請番号1番ですが、位置は、西根中学校から南へ約70m以内の地点です。

現況は、田は遊休農地化しております。

今回の農地は、農地を回復後に、周辺農地と同様の、作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障の生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをご覧ください。今月の申請は1件です。関係資料2ページにあります申請項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：細野98-47、田、969㎡を含む2筆1,515㎡です。現況は、山林化しています。申請者は、農地法について把握しておらず、立地条件が悪いことなどを理由に平成15年ころから放置していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号7番 國司功 委員にお願いします。

7番（國司委員）

7番の國司功です。

申請番号1番ですが、位置はJR赤坂田駅から南西へ約3.1kmの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

申請農地は、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。

今月の申請は74件で、全件新規の申請です。新規は、賃貸借権設定が46件で、そのうち中間管理機構を通した申請が26件、使用貸借権設定が19件で、そのうち中間管理機構を通した申請が16件です。

所有権移転は9件で、そのうち中間管理機構を通した申請が6件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～13番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号14番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号15番～16番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号17番～20番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号21番～22番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号23番は、松尾地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号24番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号25番～26番は、松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号 27 番～30 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 31 番～32 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 33 番～52 番は、松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号 53 番～60 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 61 番～66 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 67 番～68 番は、松尾地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号 69 番～73 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 74 番は、安代地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の 22 ページ以降に記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも 旧 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

議長（立柳会長）

ここで、議長を交代します。三浦美恵子 会長職務代理者 議長席に登壇願います。

（立柳会長は 19 番席に着席）

（三浦会長職務代理者は議長席に着席）

議長（三浦会長職務代理者）

これより、八幡平農業委員会会議規則 第 8 条第 2 項の規定により会長の職務を代理し、議長を務めます。

まずは申請番号16番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号19番 立柳優 委員の退席を求めます。

（19番 立柳 委員 退席確認）

議長（三浦会長職務代理者）

これより、申請番号16番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号16番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長職務代理者）

よって、申請番号16番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号19番 立柳優 委員の着席を求めます。併せて、議長を交代します。立柳会長は議長席に登壇願います。

(三浦会長職務代理者は 18 番席に着席)

(立柳会長は議長席に着席)

引き続きまして、申請番号60番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(13番 工藤 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号60番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号60番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号60番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

（13 番 工藤 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

次に、申請番号72番、73番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号5番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

（5 番 熊澤 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号72番、73番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号72番、73番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号72番、73番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号5番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

（5 番 熊澤 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号16番、60番、72番、73番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 16 番、60 番、72 番、73 番を除く議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号 16 番、60 番、72 番、73 番を除く議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 38 ページをご覧ください。今月の案件は 1 件です。

申請番号 1 は、令和 5 年 12 月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、前権利設定人に農用地利用集積計画により貸し付けられた農地です。

今回申請は、権利設定人つまり耕作者の変更に伴う促進計画案の作成で、計画内容は、現行のおりの再配分となります。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第5号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

5 閉会（13時41分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年5月24日

会 長 _____

12番委員 _____

13番委員 _____

令和 6 年度

第 1 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 6 年 4 月 25 日（木）午後 1 時 00 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第 1 回運営委員会報告
 - (2) 第 2 回運営委員会報告
 - (3) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 買受適格証明願に対する可否の決定について
 - 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会